

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

経営基盤の充実・強化

- 平成20年度は、経常経費の節約、営業活動によるイベント・大会の誘致、各種事業の効果的実施に努めた結果、当期正味財産増減額は20,981千円の増加となっている。
- 指定管理者となっている愛媛県総合運動公園及び愛媛県武道館の運営については、平成20年度においても、積極的な営業活動による大規模イベントの誘致、ホームページを活用した広報活動、利用者アンケート結果を踏まえたサービス向上などに努めている。平成20年度の実績は、利用者数が、総合運動公園989,267人(対前年度比13.0%増)、武道館277,849人(対前年度比16.4%減)、利用料金収入が、総合運動公園36,299千円(対前年度比0.4%増)、武道館38,341千円(対前年度比21.6%減)となった。武道館の利用者数、利用料金収入は19年度に比べ減少しているが、その主な要因は、全国育樹祭の会場となったことによりイベントが減ったことに伴うものである。
- また、指定管理者として各種スポーツ教室を充実させ、一日で様々なスポーツを体験できるフェスティバルなど、参加者増につながるイベントを開催しているほか、運動公園で実施しているサッカーリーグの試合においては、主催者との連携を密にし、観客のリピートアップにつなげるなど、その取組は評価できる。
- これまでの点検評価でも提言を行ってきた「利用者の動向や類似施設の料金設定を参考にした利用料金の見直し」については、1次評価にあるとおり、状況等の把握に努め、適正料金について引き続き検討する必要がある。
- スポーツ教室などの実施に当たっては、利用者アンケート等を行い、その結果を踏まえた見直しを行っているが、生涯スポーツは県民自らが主体的に取り組むべきものであり、市町・民間等でも積極的に取り組まれていることも踏まえ、1次評価にあるとおり、県民ニーズや管理施設の有効活用の観点から事業成果の把握・検証を行い、引き続き当法人で取り組むべき事業内容の見直しを続けていく必要がある。
- 当法人は、県から委託を受け、地域住民が主体的に運営し、多様なスポーツ種目を世代を越えて楽しむ「総合型地域スポーツクラブ」の設置を推進しているほか、平成20年度は地域スポーツクラブを支援するための国の委託事業(活力ある地域づくり推進事業)を新規に受託し、スポーツ参加意識を高めるための取り組みを実施している。当法人の設立目的であるスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興のためには、地域住民の盛り上がりなどを踏まえ支援の重点化を図るなど、引き続き効率的な支援を行っていく必要がある。
- なお、平成29年国体については、競技団体の強化等を担当する県体育協会の所管ではあるが、1次評価にあるとおり、県民総ぐるみでの大会開催に向け、当法人としても、選手の強化について引き続き管理施設を最大限に活用した支援に取り組んでいただきたい。

〔県の関与の適正化に向けた取組〕

人的関与の見直し

- 平成21年度についても県から体育指導員5名(体育教諭)の派遣を継続している。その従事業務はスポーツ・レクリエーション活動の指導・普及等であり、スポーツ人口の拡大や生涯スポーツの振興には必要不可欠であることから、派遣の必要性は認められる。ただし、当法人の設立目的からすると、本来、県からの派遣職員ではなく、当法人のプロパー職員が対応することが望ましいことから、県職員の人的関与のあり方については、1次評価にもあるとおり、今後当法人の経営状況等を勘案しながら検討していただきたい。

【公益法人制度改革への対応】

- 公益法人制度改革への対応については、公益財団法人へ移行する方向であり、検討を行っているが、早期に移行作業に取り掛かっていただきたい。
- 当法人においては、指定管理者として行っている「施設の貸与」に係る維持管理経費が事業費の大半を占めており、公益財団法人の移行認定に当たっては、その扱いが焦点となるため、県公益法人担当課等とも相談し、公益目的での貸与と公益目的以外での貸与について、区分・整理を行っておく必要がある。
- なお、現行の理事、監事については、市町長等の公職にある者や全県的な団体の代表者等が就任しているが、新たな公益法人制度においては、法人における自己統治の確保の観点から、理事会、評議員会において、代理人出席や書面による議決権の行使ができなくなることを踏まえ、新たな制度下における理事等役員の人選には十分留意する必要がある。

〔総合的評価〕

- 指定管理者となっている愛媛県総合運動公園及び愛媛県武道館の運営については、積極的な営業活動による大規模イベントの誘致や利用者アンケートを踏まえたサービスの向上に努めているほか、自主企画イベントの実施により、利用者が増えるよう努めており、引き続き取組を継続すること。
- 県の人的関与について、本来、当法人の設立目的からするとスポーツ振興に携わる職員はプロパー職員で対応することが望ましいことから、県職員の人的関与のあり方については、引き続き当法人の経営状況等を勘案しながら検討すること。